

## 平成 31 年度第 1 回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

1. 開催日時 令和元年 10 月 7 日(月) 午後 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
2. 開催場所 白井市保健福祉センター2 階研修室
3. 出席者 松浦委員長、林副委員長、原田委員、松本委員、鈴木委員、高柳委員、平野委員、黒澤委員、田中委員、西山委員、園田委員、稲田委員、笠井市長 (計 13 名)
4. 欠席者 鶴岡委員、吉武委員、茂野委員
5. 事務局 福祉部障害福祉課長、障害福祉課担当者 3 名
6. 傍聴者 なし
7. 議題
  - (1) 「白井市障害者計画 2016-2025 (中間見直し版)」及び「白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」の策定に係る方針について (報告)
  - (2) 現行計画の進捗状況について (報告)
  - (3) 基礎調査の実施方針について
  - (4) その他
8. 資料
  - 資料 1 「白井市障害者計画 2016-2025 (中間見直し版)」及び「白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」の策定に係る方針
  - 資料 2-1 白井市障害者計画 2016-2025 結果概要 (平成 30 年度)
  - 資料 2-2 白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の進捗状況について
  - 資料 3 計画策定にむけた基礎調査の実施方針(案)

## 9. 議 事

### ◇開 会

- ・事務局により開会が宣言された。

### ◇委嘱状交付

- ・市長から各委員に委嘱状が交付された。

### ◇市長挨拶

- ・市長から挨拶があった。

[大要] 皆さんおはようございます。5 月から市長になりました笠井喜久雄です。平成 31 年度の第 1 回白井市障害者計画等策定委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

只今、15 名の委員の皆さんに委嘱状を公布させていただきました。公私ともにお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

障害者計画等策定委員会は、令和 3 年度からの開始に向けて、白井市障害者計画

の中間見直しと、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画の改定に向けた調査、審議を行うために設置したものでございます。障害者計画は、地域での自立した生活、社会参加、人に優しいまちづくり等を総合的に推進する、本市の障がい福祉の基本的な指針を定めた計画です。一方、障害福祉計画・障害児福祉計画は、本市において必要となる障害福祉サービスや障害児通所支援の量を推計し、その確保のための方策を定める計画であります。

障がい福祉を取り巻く昨今の社会情勢や制度の変化は著しく、また、本市においても障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービスをご利用の方は年々増えている傾向にございます。このような中、市では障がいのある方が地域で安心して暮らせるようにするため、地域生活支援拠点の整備や、積極的に就業の機会を確保するための「チャレンジドオフィスしろい」の開設等に取り組んでいるところでございます。

今後、障がいの有無に関わらず、暮らしやすいまちづくりをさらに進めていくためには、ニーズや課題の変化を的確に捉え、実効性の高い計画を定めていく事が重要と考えております。このため委員の皆様におかれましては、これから約1年半の長期に渡りますが、何卒活発な議論を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶と致します。どうか宜しくお願いします。

#### ◇事務局からの確認・報告事項

- ・配付資料の確認、視聴覚障がいのある委員をサポートする「補助者」が出席している旨の報告、及び「白井市附属機関条例」第6条(会議)の説明があった。

#### ◇委員長・副委員長の選出

- ・委員長に松浦委員、副委員長に林委員が推薦され、承認された。

#### ◇諮問

- ・市長より委員長へ諮問書が渡された。

#### ◇委員自己紹介

- ・出席した各委員が自己紹介を行った。

#### ◇議題

- 1 「白井市障害者計画 2016-2025(中間見直し版)」及び「白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に係る方針について(報告)

委員 分からないことがあるので教えて頂きたいのですが、私は視覚障害者ですが、この計画は全く知りませんでした。今回の資料も音読されたCDを頂いて聞いたのですが、よく分からない。1つは10年計画ですか、2016年から2025年の10年計画。そして障害者計画というのがあるって、そこに中間まとめというのがあるようですし、もう一方に障害福祉計画というのが別にあるって、この10年の計画と、障害福祉計画とは並列ですか。同じことを2つやっているように私

には見えるのですが、この辺はどうなのでしょう。始める前に、初めてなので教えて頂ければと思います。

事務局 それでは、2つの計画の概要について簡単に説明させていただきます。

まず、障害者計画は、10年計画というお話がありましたとおり、2016年から2025年までの計画となっておりますが、障害者基本法という法律に基づいて、市町村が策定する計画になっていきます。こちらは市の障がい者福祉全般の基本的な計画として位置付けられています。この10年間というのは、必ず10年と法律で定められているわけではなくて、白井市においては、上位計画になる総合計画、それから地域福祉計画という計画の期間に合わせて、10年を決定させて頂いています。それが来年度でちょうど半分の5年間を終了することになります。今回は、後半の5年間の計画を進めていくために、必要な中間見直しを行うものとなっております。市の障がい者施策の基本的な計画となっておりますので、分野としては、福祉のまちづくりとか差別解消とか、広範囲に及ぶものとなっております。

もう一方の障害福祉計画・障害児福祉計画は、2本立てで1つの計画になっていきますが、こちらは障害者総合支援法という法律と、児童福祉法という2つの法律で定めることが決められている計画になりまして、こちらは3年スパンで、全国の市町村が同じ3年ずつで作っていく計画になりますが、障がい福祉の中でも、特に障害福祉サービス・・・通所で介護を受けるであるとか、ヘルパーの派遣を受けるとか、職業訓練等がありますが、そういったものを含めた、障害福祉サービス及び障害児通所支援、こちらをどの程度確保していくのか、個別の具体的な計画になっていきます。

これらの計画の上下関係ですが、異なる法律に基づく計画ですので、必ずしもどちらが上ということはありませんが、位置付けとしては、障害者計画が市の障害福祉全般を対象としておりますので、私共の計画の中では、障害者計画の方をより基本的な計画として考えているところではございます。

委員 よく分からないのは、10年の計画というのは、障害者基本法の条項が変わって義務付けられたのですか。この計画を作って、国や地方公共団体に出さなければならぬためにやっているのですか。よく分からない。同じような計画であるような気がするのですが。作り方も基本法を作って、それに対して詳細については障害福祉計画と位置付けるとか。並列的に書いていたら、どちらを審議しているのか分からなくなってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 障害者計画の方は、個別の施策に特化したものではなく、障がい者施策のもっと大きな体系の計画になります。市全体の障がい施策のための計画になります。

3年計画の障害福祉計画・障害児福祉計画の方は、障害者計画の中の、障がい者に特化したサービス、公的扶助と言われているものがメインで、どのくらいの量を白井市の方で確保するか、具体的な数字等を計画に盛り込んだ、そう

いう計画になります。ですので、障害者計画の方が大きな計画であって、障害福祉計画の方は、障害者計画の中の一部を詳しくした計画になるということです。

委員 大体分かりました。10年計画の冊子を頂いたのですが、10年計画の中に、詳細については市が別に定めるとか計画するといった条項が入っているのでしょうか。資料の解説を聞いていると、障害者福祉計画の方が上位になるような書き方をされているような文章があったような気がするのですが。その辺が、普通ならば基本計画があって、そこから詳細や実施という書き方をされるのか、その辺だけ教えてください。

事務局 障害者計画が上位で、もう少し詳しく障害福祉計画でやりますよということは、文言的にはそのようなことは書いてないのですが、先程も言いましたように、3年計画の方はより具体的な内容になりますので、障害者計画の方が上位計画という考えでよろしいかと思えます。

委員長 補足ですが、障害者基本法というのが21世紀に入って新しく作られた。世界的に障がい者運動が活発になって、いわゆるインクルーシブになってきたので、日本がそれに対応して障害者基本法を作ったと。総合支援法は旧自立支援法で、基本法の後に作られたもので、上位概念としては障害者基本法が上になります。法律というのは下に行けばいくほど具体的に、ピンポイントになっていきます。今、事務局からありましたように、障害者基本法は非常に大まかな概要のみ伝えているもので、それを総合支援法で自治体に細かく設定しなさいとなっています。それに沿った障害者計画と障害福祉計画で、非常に市民には分かりづらいと思いますが、法に則って行われているということでもよろしいでしょうか。

委員 わかりました。

委員長 では改めまして議題に入りたいと思えます。

・事務局より資料1について説明があった。

委員長 ただいまの事務局からの報告に対しまして、ご意見・ご質問等がございましたら挙手をお願いします。なお、私が指名したところで、一問一答形式でお願いします。ご発言につきましては、皆様が聞き取れるように、ゆっくり、明瞭にお願いいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

口火を切るわけではありませんが、事務局の方に意見としてお伝えしたいのですが、先程冒頭に、西山委員からお話がありました。実は私は色々な自治体の委員に関係しておりまして、どこも同じような形態の策定委員会、諮問委員会です。今日は市長もいらっしゃいますので、是非、白井市らしさをこういう委員会を出していったらいいのではないかと思っております、例えば資料の

合理的配慮を市役所からやっていくことは、大事な事だと思います。多様性、ダイバーシティの時代です。私も小さい文字が見づらくなってきましたので、資料を大きくするとか、外国人や発達障がい、知的障がい、小さな子ども等たくさんいらっしゃると思いますので、資料によみ仮名をふったり・・・お金のかからない簡単なことで出来ると思います。

それと、視覚障害の方には、読み上げソフトのかなり良いのが出てきていますので、障害福祉課からレンタルできる仕組みがあればいいと思います。ITを上手く使われたらいかがかと思います。タブレット1台、今は安いので2~3万円です。うちの大学でも教授会ではタブレットを全員に配ってしまして、用紙の印刷などの手間暇が効率化されます。ここ何年かでここにいる皆さん全員にタブレットを配ったとしても、恐らく3~4年ほどの経費はさほど変わらないと思います。

それと、今、手話通訳の方がおられますが、聴覚障害の方にとっては、発言がその場で文字になってくるようなアプリケーションが出てきています。非常に安いので、そういうものを活用して、市役所から、この会から、合理的配慮をしていくと、それが市全体に広がっていくきっかけになっていくと思いますし、恐らく日本ではあまりないと思います。今日は1回目なので、2回目の会議から、できる範囲でいいので、ここから見せていくというのはとても大事な発想だと思います。私は基本的に既存施設の有効利用とか、ある物を上手に使っていくという方針なのですが、例えばタブレットが買えなければ、白井市の学校でパソコンがかなり大量に配布されていると思いますので、一時的にこの時間だけ借りてくるとか出来ると思います。庁舎内にもパソコンがいくつもあるので、この会議だけに集めてくるのもいいと思います。色々な方が、この会議の内容が分かりやすくなるような手立てを今後して頂ければと思います。要望ですので宜しくお願いします。

皆様他に何かございませんでしょうか。特になければ次に進みます。

## 2 現行計画の進捗状況について（報告）

- ・事務局より資料2-1について説明があった。

委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見・ご質問等がございましたら、挙手をお願い致します。

委員 分からないので教えて頂きたいのですが、計画の基本方針で成果とかおっしゃっていましたが、具体的な部分がこの計画の中に入っていたのでしょうか。どういう風にして実施するとか、どういう形でやるかというのは、10年計画の基本方針の中の施策のやり方に入っていたのでしょうか。それがなければ評価はできません。

自立支援協会というのがあるのですか。そこに諮ると言っていますが、その協会とは何をする協会なのでしょう。

事務局 障害者計画の評価につきましては、一番基礎となる、進捗管理表というのを各課が作るのですが、その中では実施事項をかなり細かく定めておまして、例えば「サービス利用相談支援体制の充実」では、新規手帳取得者等を中心に窓口で制度や事業所の紹介を行う、市内の指定特定相談支援・障害児相談支援事業所を拡充する、というような一番基礎となる「やるべきこと」を各課で定めておまして、それに対して評価の方を◎○△×の4段階で評価をしております。それぞれに、0、1、2、3点という配点をつけて・・・それがかなりの数になるのですが、それを集計してカテゴリー毎に数値化したのが、先程ご説明した点数になってきます。何をやるかという一番細かい所は、各課が年度毎に定める実施事項ということになってきます。

委員 実施事項について、こういう会議で、この形でやりますから、という報告はされているのでしょうか。各課にお任せというのわかりますが、こういう計画を作るのは大変だということもよくわかりますが、実施方法について、こういう形でやるという報告は出ているのでしょうか。

事務局 平成28年度にこの10年計画が始まった時には、こういう表で、こういうふうに集計をしていくという所までは決めていなかったと聞いております。この計画を定めた時に決めていたのは、白井市地域自立支援協議会の方で評価の方を進めていくという、かなり大雑把ではあるのですが、そこだけを決めていて、具体的なやり方は、市の方でまた考えて自立支援協議会に諮って、こういう形でということ承認を頂いたということになります。

その白井市地域自立支援協議会とは何ぞやということですが、障害福祉計画の基礎となる、障害者総合支援法に基づく会議体となりまして、市の附属機関条例に定めているものではないのですが、メンバーは市内で相談支援事業に関わる事業所の方や、特別支援学校の教育関係の方、行政機関、ハローワーク等の就労支援関係の方等が集まりまして、全体会は大人数の会議になるのですが、全体会を年に2回、あと分野別の部会、更に1つ下のワーキンググループというのに別れまして、白井市における障がい福祉の様々な課題や今後について話し合っている機関になります。今回、鈴木委員が自立支援協議会の代表ということで、この委員会にも入って頂いていますが、この委員会で計画を作って、その評価を地域自立支援協議会で行うという枠組みで進めています。

事務局 補足ですが、10年の障害者計画の長中期の計画ですが、障害者の計画だけではなくて、こういう長中期の計画というのは、大体ピラミッド構造になっていて、障害者計画で言うと、キャッチフレーズが「障害がある人もない人も人格と個性が尊重され、共に生き、共に参加する地域づくり」で、これが大元になっています。その下に目標が3つぶら下がっていて、その下に具体的な施策、どういうことを推進していきましようというのが、いくつかぶら下がっています。更にその下に具体的な事業がぶら下がっています。こちらの評価につきましては、具体的な事業を各課の担当課にやってもらい、その評価はおかしいの

ではないかというのは、個別に障害福祉課と調査して直していくのですが、その具体的な事業の評価を積み上げたものが、この施策の評価になり、点数を積み上げたものが、目標の評価になるという形で、ピラミッドが下から戻ってくる形で評価している。評価についてはそういう形になります。

自立支援協議会というのは、実際に事業所や障害者団体から来て頂いて行っている会議ですが、より具体的に、市内においてどのような事業所のサービスが不足しているのか、相談支援体制が十分かどうか、そういうことを話し合っていた所です。具体的な事業の評価から吊り上っているこちらの評価は、自立支援協議会でやってもらっているというのが、今の市の状況になります。

委員長 今、自立支援協議会のお話が出ていますが、協議会から何かコメントがあればお願いします。

委員 今事務局の方から説明があつて、ほとんど説明はされていると思います。実際に結果報告というのが出まして、こういう結果が出ましたという報告がありました。あとは具体的な会議なので、現場の感覚で、どういうことが必要かということを出していく形になります。

委員長 ありがとうございます。庁内の各課や自立支援協議会から達成状況が障害福祉課に一元化されて、その情報を策定委員会で伝えていただくという流れになっていると思いますが、委員いかがでしょうか。

委員 色々言うと時間がかかりますから結構です。

委員長 よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。

委員 資料 2-2 の 1 ページ (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築で、計画書はページが 41 となっていますが、42 ではなくて 41 でいいんですよね。

事務局 こちらは 42 の誤りでした。大変失礼いたしました。

委員長 他にいかがでしょうか。

では次の議事に移らせていただきます。

### 3 基礎調査の実施方針について

- ・事務局より資料 3 について説明があつた。

委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

委員 26 年度のアンケートの回収率は何%位だったのですか。

事務局 前回、平成 26 年度に行いました障害福祉プラン改定に向けての調査報告ですが、こちらは障害種別ごとに回収率を出していますが、身体の方が 56.3%、

知的の方が 48.8%、精神の方が 50.4%、この時は難病の方の区分を設けていましたが、難病の方が 61.0%、あと障害者手帳をお持ちでない方が 40.6%となっております。ざっとですが、均すと 50%台になると思います。

委員 そうだろうなと思っています。というのは、私も障がい者なのでアンケートを書きましたが、分かりづらいことと、何のためにやっているのかというのが分からなかった。質問数が多すぎて、私は視覚障害ですが、視覚障害以外のものもあって、そのうち家内に、もういいから出さないでやめとけという形になってしまった。でも出したんだろうと思っていますが、あまりに項目が多すぎるということと、本当にどうしてもここまでは要ということと、できれば視覚障がいと聴覚障がいと身体障がいに分けて、この人はこの部分だけというような作り方にしたいということと、結局こういう計画でやっているとか、そういうことが全然書いていなかったと思うのですが、むしろアンケートの中で、障害者ですから、私も自分で書けませんから、どうしても介助者が書くので、できれば、視覚障がいならこういう制度があるけれども知っているか知らないか、また、市ではこういう計画があってこのようにしてありますが知っているか知らないか、そういうのをアンケートでやっていただかないと。こういう計画を知らしめるためにも、情報が身体障がいの場合はほとんど入ってこないから、それと介助者にも周知徹底ということで、こういう制度があるんだよ、ということを知るように。アンケートは全員がされるでしょうから、そういう形で出来ればやって頂きたいと思います。

それから、ヒアリングを各種団体で開くという事ですが、私はその場にいましたから分かっていますが、ただ来られて、なんかごちゃごちゃとおっしゃったような気がするのですが、今、この会議の委員をやって、何のためにあれをやったのか分かりました。その時に主旨をおっしゃっていただければ、もっと違う回答になったと思います。こういう形で、こういうことで、障害者の皆さんの意見を聞きたいということで、やって頂きたいと思います。

委員長 これは業者に委託しているものですか。それとも役所の方で独自で調査しているのですか。

事務局 アンケートにつきましては、発送や調査票の作成は、調査業者の協力を得てやっていきたいと思っております。

委員長 では提案ですが、今、西山委員からも出ましたような、実際の調査内容、質問内容について、今この場では「これでいいですよ」と言い難いものがありますので、例えばここにいる委員だけでも、事前にメールで送って頂いて、ご確認頂くとか、それは出来るでしょうか。

事務局 それでは、調査票の質問の案が出来上がった状態で、皆様に何らかの方法で、事前にご覧頂きまして、それに対してご意見を頂戴した時は、一同に会して頂くのは難しいので、委員長とご相談させて頂いて、どのように反映するか決めさせて頂ければと思うのですが、それでいかがでしょうか。

委員長 事前に委員の皆様を確認するという形でよろしいですか。では事務局の提案

でお願いします。

委員 手帳を所持していない、いわゆる健常者に対して900人にアンケートをとるということで、全体の3割程になりますが、これは一般的に、こういうアンケートをとる場合、健常者に対してこの程度の調査なのか、もう1つは健常者に対してのねらい、あるいはそのアンケート結果をどのように、障害者の計画に反映させるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

事務局 手帳をお持ちでない方のサンプル数ですが、前は500人でさせていただきました。ただ前回、回収率が40%しか得られなかったということで、統計的に有意ではない数になってしまいました。今回は、回収率が同等程度であっても統計的に有意な数をとれるようにということで、サンプル数の方は増やさせていただきました次第です。

手帳をお持ちでない方の調査目的ですが、調査票の方には、何のためにやるのかということ、こういう計画を作るので手帳をお持ちでない方のご意見も伺うという目的は明示したいと思いますが、それを計画でどう活かすかということにつきましては、障害者計画は障害福祉計画とは異なりまして、白井市のまちづくり全体の中で障害施策をどう進めるかという事になりますので、当然それは障がい当事者の方や、介助者の方だけが対象となる計画ではございませんので、地域社会の受入れ状況とか、そういったものの課題を把握し、もしそこに何らかの課題があるのであれば、それも障害者計画の取組み事項として入れていきたいと思っています。

委員 アンケートの難病患者の方のリストが入手できないとあったのですが、実態調査をして把握しないと、計画の策定は実状に沿ったものできないと思うので、なんで県との連携が出来ないのかというのがあって、必ずしも難病だから、診てくれている医師が手帳を書けるひとばかりではないので、漏れている人がいると思うんですね。手帳を持ってないけれども難病患者の方も調査できるよう、どうして県と連携ができないのか知りたいです。

委員長 難病の方の実態把握、総数把握について県と連携が何故できないのかという事ですが、事務局お願いします。

事務局 おっしゃるとおりでして、必ずしも手帳をお持ちでない難病患者の方もいらっしゃるって、その方は調査の対象から漏れてしまうことになります。前回、平成26年度にアンケートを実施した際には、白井市に難病患者の見舞金制度というのがあって、その難病見舞金を受給されている方を難病患者の方と位置付けて、アンケートを出させて頂いたのですが、その後、難病見舞金につきましては制度が廃止になりまして、今現在、市独自の難病患者のリストというのは持っていません。それで県の方で特定医療費ということで、難病患者の方のリストを持っていますが、市から依頼をさせていただきましたが、それは重要な個人情報だということで、アンケートや調査という目的では市に出すことは難しいという回答を頂いています。そういうことで、理由もなくお断りされているわ

けではないというところで、我々もそこは諦めて、では何が出来るかというところで、手帳をお持ちの方、あるいは無作為抽出の中で難病患者の方をできるだけ拾っていけるような形の質問項目の設定を、という風に考えたところでございます。

委員長 個人情報の壁が高いという事ですが、いかがですか。

委員 個人情報の事は、私も県に電話をした時も、個人情報の関係で言われたりするの、難しいのかなと思います。でも難病の方は自分で調べたりするのや、どんな制度を利用できるのかが分かりづらくて。身体障がい者の方は、こんなのが利用できますよというのがありますが、自分はどれを使えるのかというのが、正直あったので、リストがある方はこういうサービスがあるのかと調査で知ることができますが、漏れた方は分からないまま暮らしていく事になるので、どうなのかなと思ったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

委員 難病指定の話ですが、私も実は難病なのですが、確かに見舞金制度があった時は難病申請をしていました。ただ無くなったのでやめましたが、何故かという、難病指定をするのに、すごい資料を持って来いと言われるんですよ。健康診断書から住民票から、いっぱい書類を提出して、やってもらえるのは、その病気の医療についてはなんぼまでは個人負担やってくださいと、そういう形で、私の場合はそうでしたが、年に1回申請しなければいけなくて。その辺はどうなのでしょう。私も難病指定の難病にはなっていますが、申請していませんので、難病でアンケートが来た時に、やるかどうか迷うところがあります。

委員長 申請していない方のアンケートの対応というのは事務局いかがでしょうか。非常に難しいと思いますが、白井市が対応する難病の定義というのが大事だと思います。各障害手帳を持っていらっしゃる方がどういう病気でいらっしゃるのか、それが役所に書類を出された方なのか、あるいは出していないけど、現在治療中の方か、病名や疾患名とか、定義づけをしないと、回答が難しいと思います。そこら辺はまだ難しいでしょうか。

事務局 市として難病をどのように捉えるかにつきましては、基本的には障害者総合支援法で定める所の難病に罹患している方になってくるとは思うのですが、市でその情報を得られる機会としましては、県の特定医療費の申請書類が市役所に置いてありまして、申し込み自体は県に直接なのですが、書き方や必要書類等のご相談に応じて、ご案内をすることは多々あります。ただそれを転用することも難しいですし、1つの難病という調査カテゴリーを埋められるほどの母数があるかというのも、かなり少なくなってしまうというのがあります。実際漏れてしまう可能性のある方々をどうするかというのは、この場ではいいアイデアが思いつかないというのが、正直なところです。

委員長 今、委員の方から色々ご意見が出たのですが、私の方で、今のご質問に対応して、いくつかご提案させて頂きたいのですが、宜しいでしょうか。まず1点

目、難病患者の掌握も含めて、先程回収率の話がありましたが、前回、先日送って頂いた進捗状況の表を見ても、各障害者団体のネットワークが上手くいっていないというのがありました。これは他の自治体でされているのですが、例えば今回障害者計画の中間見直しをやりますから、アンケートにご協力くださいという簡単な主旨の物を、まずは市教委を通じて、小・中学校、幼稚園、保育園のほうに保護者向けに、これは全員が対象ではないのですが、こういうものをやりますからという周知の用紙を1枚配るのは、そんなにお金がかからないので、学校単位でメールアドレスの添付をつけて、学校で配ってもらえれば大丈夫だと思うのですが。それと障害者団体、今日いらっしゃる皆さんですよ、各障害者団体のネットワークがあると思いますので、そこでもやはり働きかけて頂く。もう1つ、私は四街道特別支援学校で病気のお子さんの学校に長く勤務していたのですが、難病の方がたくさんいらっしゃいまして、全国組織が必ずあります。大きな組織だと都道府県組織もあるのですが、例えばそういう所を通じて、千葉県内の当事者の皆さんに、今度白井市がこういう計画を出すので、積極的に答えて欲しいと、当事者側からアプローチして頂かないと、多分役所からは難しいと思います。ありとあらゆるネットワークを使って周知を徹底していけば、若干回収率は上がるのではないかとというのが1つの案です。さほどお金もかからないと思いますし、1つご検討下さい。

次にアンケート調査の対象ですが、障害当事者と、障害のない方と、あるいは介助者もありますが、ご家族という視点はないのでしょうか。私は自治体で、ひきこもりや不登校の相談対応もしておりまして、8050問題というのが非常に注目されています。70~80歳のご両親が、40~50歳の主に発達障害・精神障害の方のひきこもりのご相談に来られるのですが、当事者とはまた別の視点で、非常にお困り感を抱えていらっしゃいますので、ご家族も対象にした調査もされた方がいいのではないかと思います。

最後に、度々出ていますが、調査方法について、私は隣の印西市民ですが、何十ページにも及ぶアンケート調査があって、私は丁寧に答えています、質問内容の精選というのはとても大事な発想だと思います。

それと冒頭申し上げました IT をもう少し使うというのは出来ないでしょうか。私は大学の授業でグーグルフォームという無料のアンケートのソフトを使っていますが、これはセキュリティーもしっかりしていて、あっという間にスマホから集計できます。大抵の方はスマホを持っていらっしゃると思いますので、スマホで集計して、すぐにエクセルに自動的に出ます。例えば今回初めてだとしたら、紙ベースの物と、QRコードを1つ付けて、こちらからも回答できますとしておくと、回収率のアップにもなると思います。それと、もし IT を使ったアンケートが可能だとしたら、例えばタブレットで拡大をしたり、ふり仮名をつけたり、読み上げをしたり、多様な方々に合理的配慮が可能になると思います。紙ベースで16枚にふり仮名つけると、ものすごい量になるので、そこは効率化で、費用対効果も非常に安く済むと思います。業者もそこら辺はやってくれると思うので、私達に便利なものは、全ての方に便利なものだと思うの

です。ユニバーサルデザインの発想で、以上3つの点でアンケート調査を検討して頂ければと思います。

他にいかがでしょうか。なければ議題3を終了させていただきます。

#### 4 その他

- ・事務局より、お知らせ（障がいのある方などの夜間・休日の緊急電話相談窓口開設について説明があった。
- ・事務局より、次回以降の会議日程について説明があった。

委員長 ありがとうございます。ただいま事務局からの報告と、日程決定等に関する提案に対して、ご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いします

委員 今お知らせを拝見しましたが、相談できる人ですが、障害の当事者の方だけで、家族の方は出来ないのでしょうか。

事務局 分かりづらくて申し訳ありませんでした。本人だけではなく、もちろん、ご家族、介助者の方等、その方を支援する方も対象となります。

委員 ①から④の中にはそれが謳われていませんが、家族の方もオッケーということですか。

事務局 ちょっとこれだと、わかりづらいところがあるかもしれませんので、市のホームページにも同じ文面で載せているのですが、至急、ご家族の方も利用できることがわかるように、見直していきたいと思います。

委員 電話相談先というのがありますが、そこに夜間休日専用となっていますが、私は手話通訳をしています。できればそこにFAXの番号も記載して頂きたいと思います。

委員長 相談受付のコンテンツを複数に出来るかどうかという事ですが、いかがですか。

事務局 固定電話の番号を記載させて頂いていますが、当番の支援相談員が持ち回りで、携帯電話を持ち帰って、そこに自動転送される仕組みになっているので、FAXでそれに準じた仕組みが出来るかが課題ではあります。今年度は試行という事でさせて頂いていますが、確かに今おっしゃられたご指摘はあると思うので、来年度以降の運用の中で、出来るかどうか検討させて頂きたいと思います。

委員 ほとんどの方がスマホやタブレットを持っておられますので、先程委員長がおっしゃられたように、スマホやタブレットでのやりとりが出来れば、画面上で出来るのでいいと思いますが、やはり中には高齢者で使えない方もいらっしゃるのでは、そうすると昔ながらのFAXになるのかなど。その辺、方法を考えて下さい。

委員長 では事務局でお願いします。

他はいかがでしょうか。

日程の検討は来年3月位に改めて、次年度の委員会の予定を立てるという事で宜しいですか。

では、以上で本日予定していた案件は全て終了いたしました。少しずつでもいいので、共に暮らしやすい白井市をつくるのであれば、今日お話があったこと等を、具体的な形に少しずつでもしていく事が大切だと思います。皆様のご意見は素晴らしいものばかりでした。文言、文字だけで終わらせずに形にしていくところで、役所のほうは大変かと思いますが、是非宜しくお願いします。

ご協力ありがとうございました。この後は事務局にお返しします。宜しくお願いします。

#### ◇閉 会

- ・事務局より閉会が宣言された。

以上